

## 船舶事故調査報告書

平成30年5月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成29年8月16日 14時20分ごろ
発生場所	滋賀県大津市北比良水泳場南東方沖（琵琶湖西部） 北比良会館四等三角点から真方位179°700m付近 （概位 北緯35°12.9′ 東経135°57.0′）
事故の概要	水上オートバイAK28は、浮体をえい航中、浮体の搭乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	平成29年9月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ AK28、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	250-58428京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 搭乗者A
負傷者	負傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 1、視界 良好 水象：波高 約0.2m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか搭乗者3人を「4人乗りのトーイングチューブと称する浮体」（以下「本件浮体」という。）に乗せ、船長が、えい航中の注意事項として、本件浮体が波を乗り越える際、跳ねるので取っ手をつかんでおくことを搭乗者4人に伝えた後、北比良水泳場の湖岸を出発した。</p> <p>船長は、バックミラーを利用する等して、本件浮体が波を乗り越える度に跳ねている状況を認めていたが、搭乗者4人に怖がっている様子がなかったため、約20～30km/hの対地速力を保持して航行を続けていたところ、搭乗者Aが落水したのを認めた。</p> <p>搭乗者Aは、座った姿勢で搭乗中、本件浮体の取っ手を放していたところ、衝撃を受けると同時にバランスを崩した。</p>
分析	本船は、琵琶湖西部の北比良水泳場南東方沖において、本件浮体をえい航中、本件浮体が波を乗り越える際、船長が速力を保持して航行を続けたことから、取っ手を放していた搭乗者Aが衝撃を受けると同時にバランスを崩して落水し、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、琵琶湖西部の北比良水泳場南東方沖において、本件浮体をえい航中、本件浮体が波を乗り越える際、船長が速力を保持して航行を続けたため、取っ手を放していた搭乗者Aが衝撃を受けると同時にバランスを崩して落水したことにより発生したものと考え

	られる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、浮体をえい航中に波を乗り越える際、搭乗者に危険が及ばない程度に減速すること。</li><li>・ 搭乗者は、取っ手をつかんでおくこと。</li><li>・ 船長は、水上オートバイにえい航する浮体の状況を監視する見張り役を同乗させることが望ましい。</li></ul>